

## 北奥大名南部氏の家紋

― 双鶴紋誕生の周辺 ―

本田 伸

はじめに

伝統的な価値観が失われた戦国期にあつて、戦国大名はそれぞれに自己のアイデンティティを見つめ直し、新たな支配の論理を構築しなければならなかつた。その中で、己の出自を明らかにし、支配の正統性を主張することは必要不可欠な作業のひとつであつたと言える。

豊臣秀吉を例にとると、その功業を伝える『天正記』十二巻の中には、『惟任謀反記』のごとく「所生、元これ、貴に非ず」と秀吉が農民出身であることを全く隠さないものがある<sup>①</sup>。一方で、『関白任官記』のように「祖父祖母禁固に待す」「今の太政所殿三歳の秋、或る人の讒言に依りて、遠流に処せられ」と貴種流離譚を転用しているものもある<sup>②</sup>。秀吉が幕府設立を望んで果たさず、ために平姓・藤原姓を得て位階昇進を図つたことはよく知られているが、『天正記』が秀吉の承認を得てまとめられたものであることを思う時、その出自の整備に並々ならぬ関心が払われていたことに気づく。戦国大名の多くが京の公家衆に近づき、その家系に組みこんでもらうよう働きかけているが、この点では、時の権力者として例外ではなかつたのである。

本稿は、北奥の地に戦国の世の生き残りを果たした南部氏がいかんして領国支配の正統性を確保していったかを、家紋成立の背景を検討することにより考察しようとするものである。その際、文献に見る家紋伝承を検討の対象としたため、家紋の図像学的な考察にはあえて深く踏みこまなかつたことを付言しておく。

### 一 南部氏の出自について

南部氏はもと山間部に位置する三戸（現青森県三戸町）に山城を築いて拠点としていたが、近世初頭、南部利直の代に十万石の領有を認められて不來方（現岩手県盛岡市）へ移り、本格的な城下町を建設した。一方、海岸部に開けた八戸平原にも早くから南部氏の支族が入って「根城」と呼ばれる平山城を築き、時に三戸の南部氏本家とは異なる立場で行動した。したがって本稿では前者の系統を「三戸南部」、後者の系統を「根城南部」と呼ぶことにする<sup>③</sup>。

南部氏は、東北の地に興亡した名族の中でも比較的確かな来歴を持ち合わせている。その初代とされる三郎光行は源頼朝が奥州平泉の藤原氏

攻め（奥州合戦）を敢行した際にその先陣に従っていた信濃三郎光行のことであり、草創期の鎌倉幕府にあつて御家人をつとめていたことが確認されている。また光行の三男である実長は甲州波木井の有力な土豪で、日蓮に手厚い保護を与えたことで知られ、根城南部の祖とされる。しかし、南部氏が甲州から北奥に勢力基盤を移していった過程については、いまだ不明確な点が多い。

『源氏南部八戸家系』には、頼朝が奥州合戦の恩賞として陸奥国糠部郡を光行に与えたと記されているが、今のところこれを裏付ける有力な史料は見つかっていない。しかも鎌倉期の北奥には、建保七年（一二一九）に北条義時から平賀郡岩楯村（現南津軽郡平賀町）を宛行われた平広忠（曾我氏）や、寛元四年（一二四六）に北条時頼から糠部五戸（現三戸郡五戸町）の得宗領において地頭代を命ぜられた平盛時の例のごとく北条氏の勢力が広く敷衍していたと見られるから、南部氏の活動はこれらによって何らかの制約を受けていたはずである。糠部郡給与の記述は南部氏の系図一般に見られる重要なものであるが、それはこの地における同氏の勢力が安定した後世において、支配の正統性を強調するためになされたものであることを、改めて念頭におく必要がある。

北条氏の勢力が衰退する鎌倉末期から南北朝動乱が収束するまでの間は、南部氏が北奥での本格的な活動を開始した時期でもある。元弘三年（一三三三）六月、後醍醐天皇は足利尊氏を鎮守府將軍に任じたが、時を同じくして大塔宮護良親王を征夷大將軍に補しており、天皇の意志が尊氏の封じこめにあることが明らかにされた。ついで同年十月には、新たに陸奥守となつた北畠顕家が多賀城の国府に入ったが、その任務は北

条氏の遺領をねらう尊氏の動きの牽制であつた。この時、結城・伊達・葛西といった有力氏族が挙つて顕家に従い、南部氏もこれに同調したことは、「陸奥守北畠顕家」の名で多くの御教書や国宣状が発給されていることに明らかである。これによって北畠氏は東北諸氏に対して強い影響力を持つようになり、建武新政府が崩壊した後も北奥の地に留まつて、戦国期までを過ごすのである。

『奥州餘目記録』には、南部氏がいつごろ北奥の地に入部したのか、その時期の推定材料ともなるべき記述が見られる。

伊達ハ關東伊佐より文治五年つちのと二被下候三百廿五年二當

也 志ほや先祖泉田四方田文治四年五年二下 大崎ハ貞和二年

二下給ふ 當年二まで百七十年二當る 山形殿ハ大崎より十一

年後二御越候 延文元年二百五十九年也 留守殿ハ十六代二あ

たる 伊達殿ハ十六代二あたる 南部殿ハ甲斐國下て六代なり

貞和二年（一三四六）から百七十年後が「當年」とあるから、この記事は永正十一年（一五一四）の状況を表していることになり、その時点で南部氏が甲斐国から来て六代目になるのだという。この記事の筆者が南部氏の入部時期を南北朝動乱の初期に想定していることは明らかである。かつて森嘉兵衛氏が指摘したごとく、ここに出てくる「南部殿」が南部氏の嫡庶どちらの系統を指しているのかという問題はなおも残るが、南部氏が伊達・留守・大崎の有力諸氏よりも後発の勢力であると意識されていた点が重要である。さらに同記録を遡ると、奥州探題の大崎氏が諸將の席次について「伊達・葛西・南部三人ハ何事も同輩御座ス」と定

めた旨を記した部分があり、三氏の対等な関係が強調されているのも見のがせない。この時期までには、北奥の地における確固たる勢力基盤を南部氏が築いていたことを示しているからである。

三戸南部と根城南部は婚姻や養子縁組においては相互補完的に結びついていたが、南北朝の対立に処する態度はそれぞれ異なっており、三戸方は北朝、根城方は南朝という図式が展開した。北朝が根城方の動向を気にかけていた様は足利直義の名で「南部六郎」に勸降状が送られていることにも明らかだが、けつきよく根城方は師行・政長・信政・信光・政光の五世にわたって南朝支援の立場を貫いており、その忠節に対して後村上天皇から下賜されたと言われる白糸威褰取鎧(国宝)が、八戸市の櫛引八幡宮に現存している。

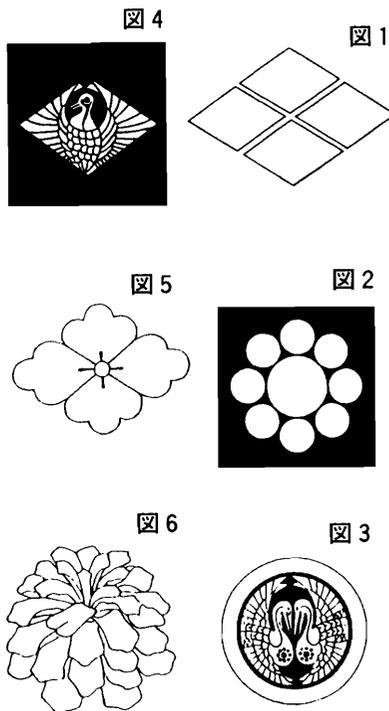
南部氏の武士団経営は常に中央の政権争いを意識して進められていたが、それは頼朝以来の直属の御家人であるという自負のゆえである。こうした中央指向は、同氏が清和源氏甲斐武田氏族としての出自を確保していく上で、また他の名族との勢力争いの上で、大きな力を発揮したと思われる。

## 二 双鶴紋の成立伝承とその検討

南部氏は、第一紋に「武田菱」(図1、割菱とも)を、第二紋に「九曜」(図2)を用いた。前者は南部氏初代の光行が清和源氏武田氏族であることを示し、後者は戦勝のシンボルとして武家間に広く普及していた妙見菩薩信仰に基づくものである。近世に入ってから、第三紋とし

て「丸に对鶴」(図3、以下双鶴と記す)、第四紋に「菱鶴」(図4)、第五紋に「花菱」(図5)を用いた。このうち菱鶴は武田菱と双鶴紋の合成紋、花菱は武田菱の平和時の形態であるとされる。第六紋「松笠」(図6、松の実)は幕末期に使用が始まり、はじめは裏紋あつかいにしていたものを、弘化二年八月(一八四四)に公儀へ届け出て表紋あつかいに変えたという。

六つの紋の中で最も著名なのが、双鶴紋である。『折句式大成』には「向ひ鶴菱の餅より後に出来」と詠まれており、その由来が人口に膾炙していた様が窺える。鶴の胸に九曜を配しているところに特徴があつて覚えやすいので、庶民にはなかなか人気のある紋だったらしく、巷では「南部鶴」とも称された。



近世期、南部家中にあつて双鶴紋は特別なものとされており、例えば『内史略』には、盛岡藩第八代藩主南部利雄が「惣て紋の義、本家末家にて差別有之古法に候」として双鶴紋・割菱紋を使用できる身分の範囲

を示したという内容の記事がある。また『登礎草紙』には、関新兵衛式忠なる人物が江戸留守居役の寄合の席で「双鶴は他の南部にて用ること有へからず改め易らるへし」と、双鶴紋を誤って衣装につけた南部某の間違いを論断する場面が描かれている。

ところで、たいいていの南部氏系図や主要史書には双鶴紋誕生の経緯が語られているが、試みに『八戸家伝記』・『三翁昔語』・『祐清私記』・『間老遺事』によってその筋立てを検討してみると、

- ① 安東氏との戦争が舞台
  - ② 南部側が苦戦にある
  - ③ 「鶴が舞い降りれば勝ち」との霊夢
  - ④ 宴席で杯に九曜が映る
  - ⑤ 夢判断をする家臣の存在
  - ⑥ 戦勝により九万石を得る
  - ⑦ 九曜にちなむ「八皿」の儀式を創始
  - ⑧ 出羽国月山より神社を勧請
  - ⑨ 胸に九曜を配した双鶴を家紋に採用
  - ⑩ 二曜を引いた七曜を家臣が用いる
- などと、共通するエピソードが見られる。ほかの史書、例えば『奥南日記抜萃』のように、頼朝の命を受けた梶原景時が甲斐国の南部三郎という鳥射らの名手を召し出して鶴を射落とさせるといふくだり載せているものもあるが、「御当家双鶴紋の申伝は、守行公御陣中吉左右有之御代々家紋とす、是ならん歟」とけつきよく前記のエピソードに回帰しており、近世期にはこの伝承が広く行き渡っていたことが知れる。

南部氏が秋田安東氏と戦ったのは、応永十八年（一四一一）のことである。しかしこれに近い時期の書物、例えば『長倉追討記』に載せられている永享七年（一四三五）の家紋書上げでは南部氏の紋を「菱鶴」と記しているし、室町中期の成立と見られる『見聞諸家紋』には、南部氏の家紋についての記述すらない。この時期の中央政界と南部氏の密接な関係を思うとこれは不可解で、結局、この時点で双鶴紋が成立していたかどうかは確認できない。

家紋伝承は瑞祥や霊威に仮託して語られることが多いが、南部氏と同じく北奥に勢力を張った葛西氏にも双鶴紋伝承に酷似したものがあることは注目に値しよう。例えば『葛西真記録』は、

此時下総国之住人葛西三郎清重因三軍功自頼朝卿賜  
奥州於六郡蒙三壮司目代職二矣、同年十一月中旬出三関東、  
移三奥州一其渡海数百里而着三船牡鹿郡石卷一矣、其時令  
初地入之祝二而於三陸地一為三酒宴、干時三葉柏飛來其影写、  
清重盃、是初地入之吉相也、則為三之家紋一築三日能山城、  
住三千此一称三葛西宅岐守清重二云云

と、葛西氏の家紋である「三つ葉柏」の由来を載せている。二つの伝承の類似性は明らかであろう。

『岩手県戦国期文書』Ⅱの解題によれば、この記録は秀吉治下の文禄年間（一五九二～九六）の作であるという。小田原への参陣を果たせなかった葛西氏は秀吉からの所領安堵が受けられず、この時期には大名としての地位を失っていた。『南旧秘事記』には岩崎一揆への出兵陣容を記した「正月御勢揃之記」が載せられているが、その中には、葛西氏の

第二紋「月に星」の幕紋を持つ葛西庄兵衛なる人物の名が見えている。<sup>(23)</sup>

北奥大名の勢力分布が確定し安定していく中、葛西氏の一族も諸家の家臣団支配に吸収されていったであろうことは想像に難くない。おそらくはその過程で南部氏にも葛西氏の家紋伝承の形式が伝えられ、しだいに整えられていったのではなかろうか。

なお、葛西氏が主従関係を確認する手段として家紋の授受を行っていたことを示すものとして、天正三年（一五七五）八月十七日の猪岡左馬介宛葛西晴信感状がある。<sup>(24)</sup>

此度忠節無余儀事 依之一幕二柏 一小旗赤地白鳥居 先  
年相免候得共 依忠節ニ我々家紋 一浅黄二三柏 一小旗  
黒地白夕月ニ星相免者也 仍如件

天正三年八月十七日

晴信（香炉印）

猪岡左馬介殿

猪岡の忠節に対し、特定の家紋の使用を許可するという内容である。本紋が「一幕二柏」から「一浅黄二三柏」、旗紋が「白鳥居」から「月に星」と、段階が上がっていることに注目したい。この時期の葛西氏が家紋を名譽の表徴と位置づけていることを如実に示す史料と言える。

### 三 津軽氏の家紋伝承との比較

双鶴紋と三つ葉柏紋の伝承の類似性は、実は津軽氏の旗紋「卍」（万字）の由緒にも見られる。津軽藩の正史として享保一六年（一七三一）に編纂された『津軽一統志』には、南部氏からの独立を期す津軽為信が、

夢に現れた「曼字」「錫杖」という二人の神人から「われ／＼又公の旌旗を守護せしむべし」と告げられ、その名乗りになんで旗紋と馬印を定めたというくだりが記されている。<sup>(25)</sup>

近世期に所領が隣接していた南部氏と津軽氏の関係は、一つの県に統合された現代においてもなお、対立する地域性・住民性の事例として話題に上ることが多い。豊臣秀吉によって北奥大名としての地位を認められ、徳川政権下では共に北方警備の任に就いたこともある両氏だが、その一方では、日常的な藩境論争に加えて、文化・文政年間の相馬大事件に見られるような深刻な軋轢が存在した。しかし、津軽氏も元は南部氏の被官としてその支配下にあり、秀吉の小田原征伐に参陣する天正十八年（一五九〇）十二月までは「南部」姓を名乗っていた。<sup>(26)</sup>「津軽」姓に改めたのは、翌十九年（一五九一）の九戸政実の乱に出兵する直前のことと思われる。<sup>(27)</sup>

クーデターにより南部氏からの独立に成功した津軽氏には、支配の論理をじっくりと構築する余裕はなかったから、その正統性を主張するためにはつとりばやく既成の権威を利用しなければならなかった。津軽氏は京の近衛家に近づき、為信の祖父政信が近衛尚通の猶子であったということにして藤原姓を得ているが、この時、近衛家の家紋である「杏葉牡丹」を自家の紋として取りこんでいる。『津軽一統志』によれば、それは「当家遠慮在しける処、向後相用ふへき旨ひたすらの仰によりて其時よりして桔梗の紋を今の牡丹の丸に改め」たのだということになる<sup>(28)</sup>が、実質は経済的な援助を行う見返りとして付与されたものであろう。後に徳川幕府が行った『寛永諸家系図伝』や『寛政重修諸家譜』などの

系図整備事業の際には、近衛氏との関係についての疑問を提示され、<sup>29</sup> 処に苦勞することになるが、津軽氏にとって出自の整備は、そのような煩雜さを圧してまでも急がねばならない作業だったのである。

為信が杏葉牡丹紋を得たことは、津軽氏によって領地を篡奪されたと主張していた南部氏にとって、大きな衝撃であったの言うまでもない。

『南旧秘事記附録』には、南部信直が小田原にいる秀吉へ挨拶に向かう途次、津軽氏の一団が鞍覆などに杏葉の金紋を付けているのを見て憤慨する場面が記されている。<sup>30</sup> その語り口は激しく「為信上京し近衛家に追従」と論難に及ぶのだが、この時点ではすでに秀吉の惣無事令が布令されて私戦は禁じられており、<sup>31</sup> 「鋒刃を犯さば、秀吉の憎みを可請」（南旧秘事記附録）という状況のもとでは津軽氏との戦闘は断念せざるを得なかったから、この記述は、北奥大名南部氏の心境を赤裸々に語るものとしても興味深い。

後に津軽氏は、摂家をはばかって九枚葉から二枚を減じ、七枚葉の杏葉牡丹を用いることにしたと吹聴するが、その論法はまさしく双鶴紋伝承の掩用にはかならず、対立関係にある南部氏と津軽氏が、系譜的にはかえって密接なつながりにあることを浮き彫りにする。

## おわりに

中世鎌倉期から室町前期にかけて、社会を支える骨組みは幕府を頂点とする封建秩序であり、伝統に裏付けられた古代的権威であった。しかし、鎌倉幕府の運営は後代の徳川氏が造り上げた<sup>32</sup> とき強固な官僚制的

枠組を持たず、政権担当者の個人的力量と恣意に左右されがちだったし、室町幕府の場合は実質的な守護大名の連立政権の様相を呈していたため、政権の動向それ自体が不安定であった。政治秩序の崩壊はそのまま社会秩序の崩壊を意味していたのである。

ここまでの考察を通じて、双鶴紋伝承が葛西氏の三つ葉柏紋伝承との共通性を色濃く持ち、津軽氏の万字紋伝承が双鶴紋伝承の変型であることを指摘した。これに加えて、『聞老遺事』に出てくる双鶴紋伝承の中に「登米城主葛西伯耆守持信援来ル」と葛西氏の名前を入れた部分があることを考え合わせると、先に挙げた『葛西真記録』の三つ葉柏伝承が<sup>33</sup> 双鶴紋伝承の原型であることは疑いようがないのではなからうか。

ゆえに、秋田安東氏との合戦が行われた応永十八年（二四一一）に双鶴紋の起点をおく諸書の記述は省みられなければならず、双鶴紋の成立時期も、諸大名が支配の正統性を確立すべく奔走していた戦国末期まで下げざるを得ないと思う。

双鶴紋伝承は多くの啓蒙書に採られていながら、その内容が諸系図の記述の範囲をほとんど出ていないことには、少なからず不満を覚える。伝承それ自体は尊重されるべきものだが、歴史的な事象として見つめ直す時が来ているのではないかと考える所以である。

## 注

（一）現存する『天正記』の写本は八巻で、『惟任謀反記』・『関白任官記』を含む。本稿では戦国史料叢書Ⅰ「大閣資料集」（人物往来社、昭和四〇年）所収のものを参考にした。

(2) 盛岡市中央公民館蔵「三戸御古城之図」。

(3) 南部氏の呼称は取り上げる人物や時代により、中世においては三戸南部・根城南部・遠野南部、近世に入つてからは盛岡南部・八戸南部と使い分けることが必要である。本稿では嫡家筋にあたるという意味で「三戸南部」、支族の意で「根城南部」という呼称を用いている。なお、根城南部氏は室町期に三戸南部氏の意向で遠野(現岩手県遠野市)に移り「遠野南部」と呼ばれた時期がある。また「盛岡南部」「八戸南部」の称は、寛文四年(一六六四)の南部重直の死によつて継嗣問題が起つた際、南部重信に盛岡で八万石、南部直房に八戸で二万石を与える旨の幕府裁定を得た以後のものである。

(4) 『吾妻鑑』第九、文治五年(一一八九)六月の条。

(5) 小井田幸哉『八戸根城と南部家文書』(昭和六一年)を参照のこと。

(6) 吉野朝史蹟調査会編『南部家文書』(昭和一四年)所収。

(7) 新渡戸文書。『岩手県中世文書』上巻(岩手県教育委員会編、昭和三五年)所収。なお、津軽地域の得宗領における曾我氏の動向については小口雅史「津軽曾我氏の基礎的研究」(弘前大学国史研究第九九号、平成二年)を参照のこと。

(8) 宇都宮文書。『岩手県中世文書』中巻(岩手史学会、昭和三八年)所収。

(9) 例えば、興国六年三月廿七日付(興国は南朝年号、一三四五年)の北畠顕信宛行状には海老名小太郎源に通賀路田舎郡安庶子(津軽田舎郡浅瀬石)で地頭職を与える旨が記されており、南北朝動乱期に北畠氏が北奥における任官権を有していたことが確認される。『岩

手県中世文書』上巻、二二二号文書。

(10) 『岩手県中世文書』中巻所収。なお、この書については佐々木慶市氏が「奥州留守家旧記」と呼ぶべき旨を提唱しているが、本稿ではとりあえず従来の呼称にしたがった。詳細は同氏『中世東北の武士団』(名著出版、平成元年)を参照のこと。

(11) 『岩手県中世文書』中巻、解説。

(12) 伊沢左近将監家景を初代とする。前掲の『中世東北の武士団』を参照のこと。

(13) 南部六郎は南部政長のこと。『岩手県中世文書』上巻、一八五号文書など。

(14) 『内史略』后六および十(『岩手史叢第四巻』)。

(15) 『内史略』后七(『岩手史叢第四巻、四〇四頁)「利雄公御代宝曆三癸酉年より同八戊寅年迄被仰出書大凡」の項。

(16) 卷之一。『内史略』前十三(『岩手史叢第二巻、一七〇頁)。

(17) 吉野朝史蹟調査会編『南部家文書』所収。

(18) 『三翁昔語』以下の三書は『南部叢書』所収のものに依つた。

(19) 卷之一。『内史略』前三(『岩手史叢第一巻、二六一頁)。

(20) 『改定史籍集覧』前集、第五百五十四。

(21) 『新校郡書類従』18武家部(二)。

(22) 『岩手県戦国期文書』II(『岩手県文化財愛護協会、昭和六二年)所収。

(23) 卷之十五前、『内史略』前十五(『岩手史叢第二巻、二六三頁以降)。

(24) 岩手大学蔵・猪岡文書。『岩手県戦国期文書』II、一三三号文書。

(25) 卷第二「岩木山御示現附曼字錫杖之事」の項。なお本稿の執筆段階で、新編青森県叢書版は誤字・脱字が甚だしく、現存最古の写本である明和三年本（弘前市立図書館蔵）にあたるべき旨、長谷川成一氏より示唆を得た。記して感謝したい。

(26) (27) 例えば大日本古文書『伊達家文書』所収の天正十八年十二月二十九日付河島重次書状では為信を「南部右京亮」と表記しているが、天正十九年六月廿日付豊臣秀吉朱印状では「津軽右京亮」の宛名になっている。なお、詳細については『津軽藩初期文書集成』（弘前市教育委員会、昭和六三年）所収の長谷川成一論文「津軽為信論」を参照のこと。

(28) 巻第六。

(29) 寛永十八年（一六四一）の近衛信尋宛津軽信義書状には、津軽氏の氏姓が藤原氏であることの保証を求める旨が記されている。この点については『地方別日本の名族 一』（新人物往来社、平成元年）の津軽氏の項を参照のこと。

(30) 卷之二。『内史略』前三（『岩手史叢第一巻、一四九頁以下）。

(31) 注(30)の年紀は天正十八年で、従来はこの年が惣無事令の発令年とされてきた。しかし、藤木久志氏が『豊臣平和令と戦国社会』（東大出版会、昭和六〇年）の中で発令年は同十五年十二月である旨を指摘して以来、この方面の研究は一層の深化を見せている。栗野俊之氏の『東国「惣無事令」の基礎過程』によれば、さらに天正十四年十二月前後まで遡り得るという（永原慶二編『大名領国を歩く』所収、吉川弘文館、平成五年）。本稿の趣旨から外れるのでこれ以

上の言及は避けるが、この時期における南部氏と津軽氏の抗争過程を跡づける作業において問題意識を換起するテーマであることは疑いなく、この点は今後の検討課題としたい。

(32) 『南部叢書』第二巻、三五六頁。

（ほんだ・しん 青森県立郷土館研究員）